

平成 24 年 第 2 回

高森町議会 6 月臨時会会議録

平成 24 年 6 月 8 日 開会



高 森 町 議 会

6月8日（金）

（第1日）

平成24年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成24年6月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

9番 三森 義高君

10番 後藤 英範君

日程第2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 平成24年6月8日

至 平成24年6月8日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月8日（金）	本会議	議案審議

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度高森町一般会計補正予算）

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算）

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算）

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度高森町一般会計補正予算）

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算）

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

（高森町税条例の一部改正）

- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(高森町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(高森温泉館条例の一部改正)
- 日程第11 議案第34号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第12 議案第35号 業務委託契約の締結について
- 日程第13 議案第36号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置
条例の一部改正について
- 日程第14 発議第1号 高森町議会委員会条例の一部を改正する条例について

2.出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梶壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3.欠席議員は次のとおりである。(0名)

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- | | | | |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 草村大成君 | 教育長 | 佐藤増夫君 |
| 総務課長 | 村上源喜君 | 政策推進課長 | 甲斐敏文君 |
| 住民福祉課長 | 古澤建生君 | 税務課長 | 色見継治君 |
| 健康推進課長 | 岩下公治君 | 建設課長 | 廣木富八君 |
| 農林政策課長 | 佐藤武文君 | 政策推進課審議員 | 服部信一郎君 |
| 会計課長 | 橋本和則君 | 教育委員会事務局長 | 後藤正三君 |
| 総務課長補佐 | 東幸祐君 | 税務課長補佐 | 工藤英二君 |
| 住民福祉課長補佐 | 佐藤幸一君 | 健康推進課長補佐 | 阿部恭二君 |
| 農林政策課長補佐 | 後藤健一君 | 建設課審議員 | 岩田秋広君 |
| 教育委員会事務局長次長 | 沼田勝之君 | 監査事務局長 | 安方含君 |
| 総務課財政係長 | 岩下徹君 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古庄良一君 議会事務局庶務係長 松本満夫君

-----○-----

- 議長（田上更生君） おはようございます。お待たせいたしました。
会議に先立ちまして、町長のごあいさつをお願いいたします。
町長 草村大成君。

-----○-----

町長あいさつ（執行部自己紹介）

- 町長（草村大成君） おはようございます。
- 本日は臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともども大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
- 3月の定例会以降、4月に入りまして、小・中学校の入学式や運動会、また高森町消防団の操法大会と、議員の皆様におかれましても何かと忙しい日々を過ごされていたのではないかとこのように思っております。
- さて、営業許可をはじめとする各種の許認可等の再取得から、皆さまにいろいろな面でご不便、またはご不安、またはご迷惑をおかけし、4月29日直営施設としてオープンいたしました高森温泉館につきましては、実績に基づくありのままの姿を温泉館運営協議会にお示しした上でご議論をしていただき、しっかり検証を行っていくことといたしております。また、運営状況につきましては公表していくことをやっていきたいということを申し添えます。
- さて、梅雨の季節となりました。15日には高森町防災会議を開催することにしております。昨年3月の東北の大震災の教訓をもとにいろいろな取り組みが全国各地でなされておりますが、安心・安全を第一に、高森町も今後さらにしっかり取り組んでいかなければいけない、またいきたいというふうに考えております。
- 今回、臨時議会をお願い申し上げましたのは、各会計補正予算に係る専決及び地籍調査事業につきましての契約議決に関する事項などでございますが、地籍調査事業につきましては、今後の調査日程などに大きく影響をいたしますことからご提案するものでございます。
- 今臨時会にご提案申し上げましたのは、承認8件、その他3件の計11件でございますが、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

- 議長（田上更生君） ありがとうございます。

ここで、本年4月1日付で職員の人事異動が行われておりますので、自己紹介をお願いいたします。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

-----○-----

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） ただいまから、平成24年第2回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番 三森義高君、10番 後藤英範君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会は、本日6月8日の1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度高森町一般会計補正予算）

○議長（田上更生君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第1号でご報告いたします専決第3号、平成23年度高森町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方譲与税や各種交付金、地方交付税などの最終調整と各事業費の確定に伴う国庫支出金及び県支出金の最終調整、また財政調整基金積立金への歳出の調整などがございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,468万8,000円の追加であり、

これを現計予算に合算いたしますと総額40億6,246万9,000円となるものでございます。

5ページをお開きください。第2表、地方債補正につきましては、最終確定となりました災害復旧事業費の起債限度額を調整したものでございます。

以下、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。第2款地方譲与税から、9ページの第8款自動車取得税交付金までにつきましては、国からの最終交付決定額による調整であります。

第10款地方交付税につきましては、特別交付税の最終決定により1億3,447万8,000円を増額するものでございます。

また、第14款国庫支出金から、10ページにかけての第15款県支出金につきましては各事業費の最終決定により計上したものであります。

第16款財産収入につきましては、町有林今村団地の間伐・出荷に伴う収入分を計上しております。

第17款寄附金につきましては、広報たかもりの5月号でも紹介いたしました株式会社熊本フレイン様から、町の振興に役立てていただきたいということから一般寄附をいただいたものでございます。

第20款諸収入につきましては、県道津留柳線の改良工事に伴い、町が設置しております携帯電話用の伝送路を移転したことにより、移転補償費として県から受け入れたものでございます。

次に、12ページから歳出予算についてご説明申し上げます。第3款民生費につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の減額でございます。これは、昨年6月議会の際にご承認いただきました3,000万円の法定外繰出金について、見込みにより1,000万円を減額するものでございます。

第4款衛生費につきましては、合併処理浄化槽の設置整備に対する補助金、また第5款農林水産業費につきましては、森林整備地域活動支援交付金、13ページの第6款商工費につきましては、高森公園等の枯松伐採等委託事業を、それぞれ最終確定額により調整を行ったものでございます。

第12款諸支出金の財政調整基金費につきましては、最終的に1億8,338万2,000円の積立てを行うものであります。なお、この積立てを行いましたことにより、平成23年度末の財政調整基金現在高は12億1,706万9,000円となっており、前年度末に比較いたしますと約3億1,000万円増加した結果となっております。

今後も、経済情勢の著しい変動による税の減収や、国も県も方向性をしっかり示している公共施設の老朽化等々に伴う維持補修費の増加、さらには懸案事項であります光ファイバー網の整備などに備え、中・長期的な視野での財政運営の安定化を図る上から、積極的な基金の積立てを行うこととしております。

以上、専決しました主な内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 12ページをお願いしたいと思います。4款の衛生費から6款の商工費まで、この3つについてちょっとご質問したいと思います。まず、浄化槽の整備事業助成金が521万4,000円の減額ということですが、23年度にどれだけの浄化槽の設置があつて、これだけ減額になったのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、5款の農林水産業費、森林整備地域活動支援交付金ということで1,100万、多額の減額になっておりますけれども、実績はどうであったのか。

それからですね商工費の高森公園枯松伐採委託事業200万減額となっておりますが、事業されなかったのか、あるいはされて、これだけ余ったのかをちょっとお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） ご説明申し上げます。まず、合併浄化槽関係の設置状況についてのご質問をいただきました。23年度の当初予算では44基の1,683万6,000円を計上いたしました。23年度実績におきましては、44基から31基、金額を申し上げますと1,162万2,000円、減額金額でいきますと521万4,000円減額補正をしております。これにつきましては、内容につきましては、現在の経済状況等々によりまして整備がされなかったというところかと思いますが、これは全県下においてこういう状況は発生しております。

以上、報告申し上げます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 第5款、2項、1目の林業振興費の支出になりますが、森林整備地域活動支援交付金は当初予算額2,055万7,000円に対しまして、実績は907万6,388円となっております。この森林整備地域活動支援交付金事業交付金につきましては、平成14年度から実施されてきましたが、

これまでの期間、1ヘクタール当たり5,000円ということで、阿蘇森林組合及び熊本県林業公社が森林施業計画を作成いたしまして、両者の対象面積が4,111ヘクタール余りでありましたので、単価5,000円を掛けまして、この2,055万円余りを22年度まで交付してまいりました。23年度も同額を予算措置しておりましたけれども、10年目となります平成23年度中にこの交付金の実施要領が改正されまして、その中身の交付対象森林や対象行為が変更されました結果、年度途中ということでもありまして、この制度の完成が遅れ、町が県に交付申請を行ったのが2月末でございました。概算払い請求も3月15日に行いましたことから事業総額の確定が遅れまして、3月の第1回定例会で補正をすることができなかったということで今回専決をしたわけでございます。それで1,148万円の減額と、大きな減額となりました。

交付単価のメニューにつきましては、ヘクタール当たり幾らではなくて、そのメニューにつきましていくつかございますので説明は省きますけれども、そういった形で減額することになりました。どうぞ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） ご質問の事業の実施の有無についてお答えいたします。この事業につきましては、歳入の10ページの上から3行目です、商工費の県補助金、緊急雇用創出基金事業補助金との絡みもありますが、この緊急雇用創出基金事業の要件として、雇用をハローワークを経由する必要があったり、また雇用期間が2カ月以上等の必要要件があったために、この事業の要件に合致しないため、この補助金は受け取っておりません。しかし、事業としましては少しですけど実施しております、単独ですね。結局この基金事業は使わなくて、単独事業で実施しているということです。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） はい。2番 後藤です。ご説明ありがとうございました。その中でですね農林水産業費のやはり当初予算額からすると半分以上の減額ということで、内容、メニューが変わったということでございますが、当然23年度中にはそのメニューが変わったというようなことはおわかりだったというような気がするわけですよ。そういったことで、こういう専決でこういう形で上がってくるというのはいかなものかなという気が少ししております。

それから、商工費につきましては県の補助金との絡みがあったということござ

いますが、できればですね補助金も必要でございますけれども、やはり事業として枯松の伐採等はですねぜひ単独でもお金を入れてやっていただきたいと。特に観光立町を目指す高森町としてはですねそういったところの事業をやはり率先してやる必要があるんじゃないかというふうに思いますので、補助も確かに大事ですが、自己財源を使ってでも整備をしていただきたいというふうをお願いいたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 回答はよろしゅうございますか。

○2番（後藤三治君） はい。いいです。

○議長（田上更生君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号について採決をいたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算）

○議長（田上更生君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 専決第4号、平成23年国民健康保険特別会計補正予算でございます。承認2号でご報告いたします専決第4号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

この補正予算の主なものは、国、県から交付される財政調整交付金が3月末に確定したことによりまして、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分

を行ったものでございます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,607万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4,345万9,000円といたしました。その概要について、ご説明申し上げます。

6ページをお開きください。歳入第4款国庫支出金、第1目財政調整交付金の普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせまして48万6,000円を増額いたしております。

第7款県支出金、第1目同じく財政調整交付金につきまして、第1節普通調整交付金716万1,000円を増額、第2節の特別調整交付金につきましては1,371万9,000円の減額となっております。この特別調整交付金の減額の理由といたしましては、熊本県の特別調整交付金算出の判定基準の一つとなっております高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業におきまして本町の財政負担割合を勘案し、減額となったものでございます。なお、この計算につきましては前々年度からの計算を行います。そういったことから現年度予算との単純な比較はできませんので、申し添えておきます。

続きまして、第10款他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、先ほど町長の方から一般会計補正予算の説明の中にもありましたが、昨年6月議会においてご承認いただきました3,000万円の法定外繰入金について、歳出面での医療費等の給付費用及び歳入面での国庫及び県費補助金等の実績見込み等により財政措置が可能となったことによりまして、財政安定化支援事業繰入金1,000万円を減額したものでございます。

7ページをご覧ください。歳出の各款につきましては、国庫、県費支出金と国民健康保険特別会計の一般財源間におきましてそれぞれ財源組み替えを行っております。

8ページをお開きください。第11款予備費につきましては、国民健康保険特別会計内での一般財源の増額を行うことにより収支の調整を行っております。

以上、専決しました主な内容について概略を説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号についてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算）

○議長（田上更生君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 承認第3号でご報告いたします専決第5号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算の主なものは、歳出面での介護給付費負担金等の事業費の見込額算定及び算出に伴う国庫、県費負担金等の歳入面においてそれぞれ過不足が生じたことにより緊急に予算の補正が必要となり、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ357万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億6,607万2,000円といたしました。その概要について、ご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。歳入、第3款国庫支出金、第1目介護給付費負担金の現年度分を1,008万3,000円減額、また第5款県支出金の介護保険給付費の現年度分を650万8,000円増額しております。この理由は、介護給付費負担金において国の予算が不足したことにより、その不足分を熊本県が精算時期までに負担する措置を講じることになったことによるものでございます。

7ページをご覧ください。歳出につきましては、それぞれの事業実績及び見込額により調整を行ったものでございますが、第2款保険給付費の介護サービス等諸費につきましては312万3,000円を増額しております。

8ページをお開きください。第6項特定入所者介護サービス等費につきましては、23万2,000円を増額、第5款地域支援事業費、第1項介護予防等事業費の委託料につきましては、296万円を減額いたしております。

その他、9ページ、第2項包括的支援事業費の各節においても、それぞれ各事業の実績及び見込額により調整をいたしたものでございます。また、第8款予備費につきましては、介護保険特別会計内での一般財源の減額を行うことにより収支の調整を行っております。

以上、専決しました主な内容につきまして概略を説明申し上げましたが、ご審議いただきの上、承認賜りますようお願いいたしまして、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号についてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度高森町一般会計補正予算）

○議長（田上更生君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第4号でご報告いたします専決第1号、平成24年度高森町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

専決しました補正の主な内容は、高森温泉館における運営経費の補正と農業指導員の派遣委託によるものでございまして、総額500万円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと総額37億6,909万円となるものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、今回の補正により歳出額が増加することから、その財源といたしまして地方交付税を見込んだものでございます。次に、歳出につきまして7ページからご説明申し上げます。

第3款民生費の児童福祉施設費につきましては、給食調理従事員の報酬と共済費を委託料へと組み替えたものでございます。町立保育園2園の給食調理員につきましては、当初直接雇用にて計画しておりましたが、色見保育園においては直接雇用での該当者がいなかったことにより、人材派遣会社へ委託するためのものでございます。なお、これによりまして給食調理員の雇用形態が色見保育園と東保育園で変わることになりますが、園児への給食提供につきましては影響がないことをご報告いたしておきます。

次に、第5款農林水産業費の農業振興費につきましては、農業指導員を役場内に配置するためのものでございます。この専決処分によりまして、既に阿蘇農業協同組合との委託契約の取り交わしも済ませ、農協の中でも大変高い評価を受けておられる井芹太一さんに4月から農林政策課において勤務していただいております。井芹さんにつきましては、既に広報たかもりの5月号でご紹介済みでございますが、業務内容といたしましては、私が政策集で上げております「農業に親しむまちづくり」につきまして、基本的にはその実現に向けた取り組みを行っていただくこととなります。なお、農業の担い手不足や高齢化、また耕作放棄地の増加等により、国が求める人・農地プランの策定作業に取り組んでおり、現在各地域における説明会やアンケート調査を実施中でございます。この人・農地プランは、国の施策に対応するためのプランニングであり、国といたしましては持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、集落や地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となるものであるための取り組みであります。この人・農地プランを策定することにより、国が示す施策に対しては地域に対する様々な支援を受けられることが期待されるものでございます。

次に、第6款商工費の温泉館管理費につきましては、指定管理者による委託運営についての検証を行うため、町直営による4月から営業開始することに伴う必要経費を計上したものでございます。なお、3月議会におきましても第1号補正により必要経費のご承認をいただいたところでございますが、その後、準備作業を進める段階におきまして経費の見直しが発生したことによる補正でございます。

まず、第1節の報酬におきましては、運営協議会の委員の報酬を計上しておりま

す。これは、温泉館の運営について有識者の方からご意見を伺うことが必要であるという考え方から協議会を設けるとしたものでございます。協議会の会議につきましては必要に応じて開催することとしておりますが、予算といたしましては8名の委員さんに10回分の報酬計上いたしております。第4節の共済費と第7節の賃金では、総合職とパートタイマーの賃金を減額させていただいております。温泉館の職員につきましては、町の要綱によりますと非常勤職員に該当することから、第1節の報酬と第9節の旅費への費用弁償として組み替えを行うものでございます。また、第11節の需用費から、次のページ、第18節の備品購入費におきましてはそれぞれの必要経費を追加、または減額計上したものでございます。

以上、専決致しました主な内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 三森でございます。

この予算書についての質問ではございませんけれども関連してですねちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。それは、温泉館についてでございます。それはなにかと申しますと、温泉館を町の施設として運営する、また運営するようになりました。その中で始めたすぐに事故等ということで、ポンプの故障が発生したと、その故障の内容的な部分、上げてみてどういう故障だったのか、そこあたりを少し説明していただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 高森温泉館の泉源ポンプの故障の経過と対応について、お答えさせていただきます。日にちははっきり覚えておりませんが、水曜日の休館日の後の木曜日に温泉館の方から泉源ポンプに異常があり、お湯の出が悪くなっているという報告を受けました。早速調査をしました結果、泉源の方のスイッチが下がっておりました。つまり、漏電をしているから漏電ブレーカーが落ちているという報告を受けました。早速、電気の方の系統であろうということで九電工さんの方をお願いをいたしまして見ていただきましたが、結果的には水中ポンプのモーター、またはポンプの異常であるということが判明しました。結果的に、九電工さんでは修理ができないということですので、この工事を請け負っております業者の方に連絡をいたしまして木曜日にやりましたけど、金曜日にその業者と打ち合わせを行いました。結果的には3年続けてポンプが故障しております。22、23、

24年度、3年続けて故障しております。最初の22年度の故障は経年劣化によるものと思われませんが、23年度、去年の5月の故障につきましては、これは雷による故障だということが判明しております。また、今年24年の5月に故障したわけですが、実際いって1年間しか経っていないわけです。ですから、こちらの方としましては、その事業を施工した業者に、1年で故障するとは何事だということで補償工事ということでしてくださいということで金曜日の打ち合わせを行いまして、水曜日、休館日でするのでその時に工事をしていただきたいということを申し上げておりましたが、結果的にその水曜日までにもたなくて月曜日にまたその漏電ブレーカーが落ちましたので、早速、もうその日に修理をしてくれということで、朝の6時半ぐらいから夜の10時ぐらいまでかけて修理を行いました。

結果的に、その原因は報告してくれとっておりますけれども、未だまだ報告はあっておりません。ただ、モーターについて色に変色している部分が私たちでもわかりました。その原因についてはまだ報告があっておりませんが、一応先ほど申しましたように補償工事という形で、町の財源なくして、この工事は済んでおります。その後については順調に作動しておりますので、故障等の補助等は発生しておりません。以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。ありがとうございます。今、故障等の修理というようなことでございます。内容的に、その上げたポンプを修理したのか、そっくり新しくまた入れ替えたのか、それから赤い変色部分という、入れて1年程度でそういう形が出てきておる。あまりにも故障が発生しやすい、そういう環境にあるというその原因究明、そこら辺りをやっておかないと、また今度、業者さんにそっくりやってもらったということでもありますけれども、そこで2年、3年後にまたそういう形で出てきたときにどうするのか。そこ辺の今後についての業者とのいろいろな、何と申しますか、委託契約しておる、委託契約ではございませんけれども入れた以上の責任、そこがどこまで許容範囲なのか、その点を少しお尋ねいたしたいと思えます。それを聞いておかないと、先ほど申しましたように2年経っておりますので、業者も関係ありませんということになりますと非常に町としては負担的にも大変なことになるというふうな気がしますので、その点を特にお尋ねをいたしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 泉源ポンプにつきましては、地下約400mぐらい

のところにあります。これは、ポンプとモーターで成り立っております。今回、取り替えたものはモーターの方であります。ですから、先ほど申しましたように変色していた部分がモーターであったと。で、ポンプはスクリー状になって、これで水をかき揚げる分ですけど、そこには異状はなかったということです。それと、8番議員言われた今後の対応ですけど、現在私たちが考えていることでは原因がはっきりしないことには今後どうするかということが決められないと思いますので、今、業者の方でその原因を調査中でありますので、その原因の結果が出た後でその辺については慎重に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。ありがとうございます。そういう形です。ね。はっきりと原因究明をしたあかつきにはちゃんとした誓約書あたりを取っておかないと、先ほど言いましたように瑕疵的に、これほど何遍もやるということになりますと何か異状があるやもしれない。そこ辺りはですね。しっかりと事前の業者さん、入れた以上は責任がありますのでそこら辺りをしっかりと誓約書あたりを取っておくぐらいの気持ちでやっていただきたいなと思いますので、その点よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にありました温泉館のまず、このポンプとモーターの不備により町民の皆さま、ご利用の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたことはお詫びを申し上げさせていただきます。

まず、対応をいたしまして、行政といたしましては、管理者といたしましては非常に迅速な対応ができていたということ、まずご報告申し上げたいと思います。朝7時には政策推進課の課長をはじめ職員は現場に駆けつけ、また建設課の審議員である岩田審議員にもご協力をお願いいたしまして、私の指示で、まず上がってくるモーターの写真等を行政でもしっかり撮っておくこと、すなわち証拠であるということです。その上で業者の判断により新品に変えていただきました。そして、やはり一般的に考えますと、やはりモーターが焦げ付いて変色しているということは、やはり容量等やいろんなものに何かこれはマッチングしていないんじゃないかなど考えるのが一般の方ではないかというふうに思っております。また、そういう議論に関しましても温泉館協議会の方で議会の方からも入っていただき、しっかり議論をさせていただいているということもご報告させていただきます。また、議員のお

っしやられた今後の対応につきましては、確かに通常で考えれば平成22年の約、春、また23年、去年の春、今年の春に1年ごとにこういうことが起きる現象というのは極めてまれでありまして、しっかりその辺は協議会で審議をいただいた上、また私のほうからも行政執行部といたしまして、業者としっかり詰め合わせていきたい。また、確約を取っていききたいということを追加でご説明させていただきます。

○議長（田上更生君） そのほか、ございませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

7ページ5款のですね農林水産業費についてお尋ねをしたいと思います。今、毎晩ですね農林政策課におきまして各会場において、ちょっと農地プランについてご説明をされておりますけれども大変お疲れでございます。各会場では今まで数回会議をなされていると思っておりますけれども、その現状をですね少しお聞かせ願えるならと思います。

それと、人・農地プランの作成によりまして高森町の農業振興にどのように活かされるのか、今の段階でわかればですねその点もご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 3番議員のお尋ねにお答えいたします。今週月曜日から人・農地プランの説明を行っておりまして、現在、昨日までで4カ所開催をいたしました。どの会場も大体10名から20名の参加でございまして、課といたしましてはなかなか地域の皆さんの意志統一と申しますか、今から先、プランを練っていく上におきましては少し心配な状況でございます。各会場ではなかなか参加いただきました方は農業の今後の取り組み方を一生懸命考える方も参加していただいておりますし、一方では自分の農地を今後どういうふうに引き継いでいくか心配を持った方が参加をしていらっしゃいます。この人・農地プランにつきましては国が進める制度でございますので、何らかの形で町といたしましてもプランをとりまとめおかないと、今後この人・農地プランをもとにいろんな政策をつくり出してくるというふうに受けとめておりますので、予定の期間までにはプランができあがるかどうか少し心配ではございますけれども、何とか地域の皆さんの合意のもとにこのプランをつくり上げていきたいというふう考えております。

ただ、本町におきまして各地区で状況がそれぞれ違ってまいりますので、統一した形でプランをつくり上げるというのは少し無理もございまして、一方では町長が常々提唱されておりますけれども、観光立町ということもありますし、地域農業を確立していくという部分は観光立町の一つの大きな柱ではなかろうか

というふうに私たちも考えておりますので、今後はいろんな形で検討会や審議会というものを立ち上げて、町全体の構想には成り得ないかもしれませんが、一つの事例であったり模範であったりするような取り組みをやっていきたいというふうに考えております。議会の皆さまにもご相談をしながらいわゆる地域農業マスタープランとなるものだと思います。ですから、このプランが人・農地プランを支える部分もあろうかというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号についてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算）

○議長（田上更生君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 承認第5号でご報告いたします専決第2号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算につきましては、平成24年度当初予算においては介護保険特別会計の地域支援事業として嘱託職員を雇用することとして報酬にて予算化していたところですが、年々業務が高度化し、また専門性が高くなってきたということから任期付き職員を雇用することとして、給料及び職員手当等の必要な予算に組み替える必要が生じたことによるものでございます。したがって、緊急に予算

の補正が必要となり、補正予算の議決を得る必要がございましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。その概要について、説明申し上げます。

6ページをお開き願います。歳出、第5款地域支援事業費、第1目包括的支援事業等事業費の各節において、冒頭で申し上げましたとおり、1目の報酬243万4,000円を2目の給料及び3目の職員手当等にそれぞれ必要な予算として組み替えております。

以上、専決しました内容につきまして概略を説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号についてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて (高森町税条例の一部改正)

○議長（田上更生君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 承認第6号でご報告いたします専決第7号、高森町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

専決しました内容でございますけれども、高森町税条例の一部を改正する条例があります。今回の税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月末日に公布されたことに伴い、高森町税条例も4月1日から施

行する必要がありましたので、専決処分させていただきました。

主な改正内容につきましてご説明申し上げます。

第36条の2につきましては、町民税申告の一部改正でございます。年金所得者が寡婦控除を受ける場合、平成23年分の所得までは確定申告書を提出する必要がありましたが、年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から、平成24年分以降、年金所得者が年金支払い事業者に提出する扶養親族等申告書に寡婦の記載が追加されました。それに伴い、年金事業者が市町村に提出する公的年金等支払い報告書に寡婦の記載を追加されました。これにより、寡婦親族等の申告書に寡婦の記載があれば、年金の源泉控除に対し寡婦控除を加えて控除計算ができるようになりましたので申告は不要となり、寡婦控除額を削除する改正であります。

続きまして、附則第11条、附則第13条及び附則第15条につきましては、平成24年度が固定資産評価替え年度になっておりますので、それに伴う年度変更の改正でございます。

附則第12条につきましては、宅地等に対する各年度分の固定資産税の特例の一部改正でございます。平成24年度が固定資産評価替え年度になっておりますので、それに伴う年度変更の改正及び住宅用地に係る課税標準額を平成26年度に廃止するものでございます。

附則第22条の2につきましては、町県民税における東日本大震災に係る被災居留用住宅財産の敷地に係る譲渡期限延長の特例の一部改正でございます。租税特別措置法第36条の規定により、譲渡所得の特別控除額の特例期限が被災後3年から、今回の改正で7年に延長となる内容の追加条文であります。

附則第23条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の一部改正でございます。平成23年3月11日の東日本大震災により、移住できなくなった住宅の住宅借入金等特別控除額が残りの期間についても引き続き税額控除が受けられる内容の改正であります。

以上、専決しました内容につきましてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号についてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

（高森町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（田上更生君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 承認第7号でご報告いたします専決第6号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の高森町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、先ほど税務課長の説明にもありましたが、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、それを受けまして高森町国民健康保険税に関する条例を4月1日から改正施行する必要が生じました。そういうことで、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行わせていただきました。

今回の改正内容につきましては、附則に第15項を追加することです。次ページの新旧対照表をお開き願います。この附則第15項の追加内容は、町国民健康保険税におきまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の特別控除額、これは5,000万円でございますが、この特例期限が被災後3年となっておりますものが、被災後7年に延長になるという改正でございます。

以上、専決しました内容につきまして説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号についてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（田上更生君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

（高森温泉館条例の一部改正）

○議長（田上更生君） 日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 承認第8号、高森温泉館条例の一部改正における専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成24年5月28日付、専決第8号で専決処分しました高森温泉館条例の一部改正の内容は、温泉館内にある健康相談室については長年整体院に貸付けをしておりましたが、この施設は開館当初、障害者等の機能回復訓練に使用していたもので、条例上は無料となっていたため、今回の直営運営に伴い条例整備を行うものであります。なお、健康相談室の使用料の月額は2万円であります。この案件につきましては、高森温泉館運営協議会から温泉利用者の利便性の向上と使用料の確保の

ため、一日も早く貸付けを行うべきだとの意見に基づき専決処分を行ったものであります。なお、整体院の貸付けにつきましては、既に6月1日から貸付けを行っていることを申し添えます。

以上、承認第8号について審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） はい。4番です。

今、説明では健康相談室は整体院の方に貸し付けてるという説明でありましたけれども、そうであればですねこういった健康相談室という名称そのものも改正する必要があったんじゃないかと、そういう必要はないかとお尋ねをしたいというふうに思いますけれども。

それと、もう一つは、2万円というのはどのような基準をもって2万円とされたのか、この2点についてお尋ねをしたい。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 4番 芹口議員の質問にお答えいたします。まず、健康相談室の名称の件ですけど、先ほど申し上げましたように当初は機能回復訓練に使っておりましたので、健康相談室という当初名目になっておりました。今回も結局整体院に貸し付けるということで、同じような健康相談を、相談ではありませんけど健康について行うということで名称の変更は特段行っておりませんでした。

それと、2万円の基準ですけど、これにつきましてはそのほかの施設、例えば小休憩室とか屋外の販売施設、それらの面積等を勘案いたしまして、例えば屋外の販売スペースが3棟ありますけど、これが月額1万円であります。その辺の面積等とか今までの売り上げといいますか、その整体院が営業されていたときの売り上げから換算して2万円という額を決めさせていただきました。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、承認第8号についてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第34号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

- 議長（田上更生君） 日程第11、議案第34号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

- 総務課長（村上源喜君） 議案第34号でご提案申し上げました熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

熊本市におきます本年4月1日の政令指定都市以降による行政区の設置に伴いまして組合同規約の変更が必要となったものでございます。その内容としましては、熊本県市町村総合事務組合の事務所の所在地名に「東区」が加わったものでございます。ちなみに、新旧対照表をご覧くださいますと、以前熊本市健軍2丁目とございましたものを、今回熊本市東区健軍2丁目というふうに住所が変わったものでございます。なお、この一部改正につきましては、加入各市町村同文議決となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 3 5 号 業務委託契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第 1 2、議案第 3 5 号、業務委託契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第 3 5 号でご提案申し上げました業務委託契約の締結についてご説明申し上げます。

今回の提案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため今回提案するものでございます。

今回の契約につきましては、地籍調査測量業務委託に伴うものでありまして、指名競争入札によりまして、熊本市北区龍田町弓削 6 6 8 - 7、株式会社スペックが 5, 3 1 3 万円で落札したものであります。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。なお、詳細につきましては、税務課長より報告をいたします。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 議案第 3 5 号で提案いたしました業務委託契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

契約の目的でございますけれども、平成 2 4 年度地籍調査測量業務委託でございます。委託期間でございますけれども、契約締結の日から平成 2 5 年 3 月 2 2 日までとなっております。契約金額でございますが、5, 3 1 3 万円でございます。契約の相手方でございますけれども、住所、熊本市北区龍田町弓削 6 6 8 番地 7、株式会社スペック、代表取締役 高宮龍二氏であります。

地籍調査事業につきましては、国土調査法に基づき市町村が一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、土地の登記簿・字図を全面的に改正する事業でございます。本町の地籍調査でございますけれども、昭和 5 4 年度の調査開始から 3 2 年を経過しているところでございます。平成 2 3 年度までの調査済面積でございますが、1 6 6 . 5 2 平方キロメートルのうち、1 2 8 . 7 8 平方キロが終わっているところでございます。進捗率 7 7 . 3 4 % となっております。残りでございますけれども、3 7 . 3 6 平方キロメー

トルが残っております。

本年度現地調査でございますけれども、昨年度に引き続きまして大字矢津田地区でございます。清栄山、それから高尾野地内を予定しているところでございます。地籍調査の面積でございますけれども、5.68平方キロでございます。調査字数は16字、調査筆数は約1,441筆であります。地籍調査測量業務委託では、現地調査、測量業務全般を実施をお願いしているところでありますし、面積測量のデータ及び地積図原図等の成果品の納入をさせるということになっておりますので、製造の請負に該当するため、地方自治法第149条の2及び同法第96条第1項第5号の規定によりまして今議会に承認を求めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたがご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、業務委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第13 議案第36号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会
設置条例の一部改正について**

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第36号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 議案第36号でご提案申し上げます阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先の平成24年第1回高森町議会定例会において、高森町課設置条例が改正されましたことに伴い、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例中の庶務担当課名を「産業観光課」から「農林政策課」に変更する必要があるほか、これにあわせて条例中の文言の一部変更をするため、本条例の改正をご提案するものでございます。

文言につきましては、「管理運営委員会」を「運営委員会」というふうに改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 発議第1号 高森町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（田上更生君） 日程第14、発議第1号、高森町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山でございます。提出者を代表いたしまして、高森町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。

平成24年3月議会定例会におきまして、高森町課設置条例の全部改正があつていことから、委員会条例第2条の改正を行うものであります。

改正する内容につきましては、委員会条例新旧対照表をご覧くださいませよう
願ひいたします。

議員各位におかれましては、この条例の一部改正をご理解いただき、ご賛同賜り
ますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号についてを採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定したいと思ひます。これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、高森町議会
委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第2回高森町議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成24年第2回臨時会

平成24年6月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111